

2009. 1

Law Office YODOYABASHI

No.11



ゲラゲツアの踊り
(オアハカ、メキシコ)

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp



弁護士からのご挨拶



私の弁護士生活は、今年48年目に入ります。何年弁護士をしても、コツコツと仕事に打ち込む町の職人、これが私の持ち味だと思います。

弁護士法人発足の今年、心機一転精進したいと決心しています。

芝 康 司

法人化ということで、当事務所も大きな節目を迎えました。

私もこの機にこれからの人生、仕事を考えつつ、若い仲間と共に淀屋橋法律事務所が育ててきたDNAの良き部分を承継、発展させて、更によりよい事務所の構築を探りたいと思っています。

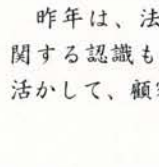
藤 井 勲



今年、還暦を迎えます。今年、法人として誕生した当事務所と同様、初心に帰り、事件の処理にあたりたいと思います。

趣味の囲碁、テニスにも、磨きをかけ、「輝く60代」に突入したいと思います。

山 本 彼 一 郎



昨年は、法人化に向けて事務所の皆と議論をする機会が格段に増え、事務所運営に関する認識も深まったと思います。これからも試行錯誤の連続でしょうが、この経験を活かして、顧客満足度を向上させたいと思います。

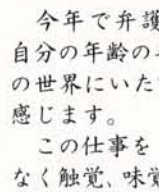
泉 薫



昨年、オープンシステムで、家建てました。建築士さんの総合的な助言を得ながら一つ一つ自分達で材料、形、色等を決め、職人さんと個別に契約して建築していくのですが、結構、楽しく充実した作業でした。

我々も、事件の筋を見通すことはもちろん、法人化することで専門のスキルをさらに深め、個々の顧客ニーズにも応えられる総合的なリーガルサービスを提供していきたいと考えています。

阿 部 清 司



今年で弁護士登録して18年、裁判所職員、司法修習生時代も含めれば25年弱と、自分の年齢の半分の歳月をこの世界で過ごした勘定になります。大学入学時は薬学部と理系の世界にいた訳ですが、法曹界に身を転じたこと、結果的には、私の性格に合っていたと感じます。

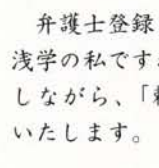
この仕事をしていると、高所にいる錯覚に陥りがちです。普通の感覚(視覚、聴覚だけでなく触覚、味覚、嗅覚も含めて)を決して忘れないよう自重していきたいと思っています。

出 口 み どり



昨年は、欧米の金融機関の危機、不況、局地戦争など様々なことがおきました。これまで正しいと思われていたことは間違っていたのかもしれませんが、今後、いろんな局面において何が大事なのかという価値観の提示が求められると思います。そのような中でブレないようにしっかりと自分の価値観を持ちたいと思います。

奥 田 直 之



弁護士登録をして早10年。むしろ、わずか10年と言うべきでしょうか。まだまだ若輩浅学の私ですが、これからの様々な事件を通じて自らを研鑽し、また、皆様のご鞭撻を頂戴しながら、「頼れる弁護士」を目指したいと考えています。今後とも、よろしくお願ひいたします。

安 田 正 俊





弁護士数は増え続け、本年には裁判員制度がスタートし、弁護士を取り巻く環境も大きく変わっていきようとしています。また、社会全体が弁護士に求めるリーガルサービスも、質・量ともに大きく変容しているように感じます。

変化し続ける環境の中で、幅広いニーズに迅速に対応し、皆様のお役に立てるよう、日々研鑽に努めたいと思います。

井上 敏志

リーマンブラザーズの破綻から、世界中が大恐慌以来の不況に突入し、先行きの見えない情勢が続いています。

このような時こそ、的確かつ臨機応変なリーガルサービスを迅速に提供できるよう、弛まぬ努力と工夫を続けたいと思います。

今年もよろしくお願い致します。



今井 佐和子



これまで、「緻密かつ大胆」をモットーに業務に励んできました。

日々の業務を通じて重ねてきた経験を糧に、さらに緻密さに磨きをかけるとともに、メリハリのついた大胆さを発揮していきたいと思います。

西野 航

2009年5月から、裁判員制度が始まります。皆様の生活への影響は当然ですが、弁護士にとっても、刑事事件の分野で大きな変化を迎えます。裁判員制度だけではなく、社会・法律の変化に対応し、ニーズに合わせた職務を心がけます。

山口 崇



弁護士4年目になりました。

不況ということが言われますが、不況こそ新しい仕事に挑戦するチャンスかもしれません。

本年も、皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

西川 暢春

気がついてみれば、あっという間に2年が過ぎました。

今年は、丁寧・迅速を目標とするだけでなく、依頼者から相談しやすい身近な弁護士だと思われることを目標として、努力していく所存です。

まだまだ未熟者ですが、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川 慶子



早いもので弁護士として2年目に入りました。1年目と同様、目の前の事件を一つ一つ丁寧に誠実に処理しつつ、今年は、未だ触れたことのない分野にも取り組んでいきたいと思っております。

高野 史恵

弁護士登録してから1年が過ぎました。

昨年は、事件処理等を通じて、多くの人の考えに触れ、本当に多くのことを勉強させていただくことができました。これからも「一期一会」を大切に、誠実な態度で日々の業務に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松葉 健



あけましておめでとうございます。

皆様よいお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

当事務所は、昭和20年12月、山本寅之助弁護士が復員して大阪弁護士会に弁護士登録をなし、梅田新道に個人事務所を開設いたしました。昭和37年、芝康司弁護士が入り、昭和42年には淀屋橋間近の現在のビルに移り、以来、パートナーシップの淀屋橋法律事務所として順調に拡大・充実させていただき、現在は弁護士17名、事務職員14名の陣容となりました。

この間、昭和43年に入所し、その磊落な人柄で多くの方々に親しまれた森本輝男弁護士を平成8年に失い、また、昭和48年に入所して、いつも静かな笑みをうかべて丁寧な仕事をしていた伊藤正子さん（経理担当）を平成7年に失ったことはまことに残念でしたが、おかげ様で他のメンバーは健康で大過なく今日に至ることができました。

これもひとえに、当事務所に御縁をいただいた皆様のおかげであり、ここで改めて深く御礼申し上げます。

ところで、当事務所はこのたび弁護士法人淀屋橋法律事務所を設立し、平成21年1月1日以降、法人として業務を遂行させていただくこととなりました。

お引受けしております個々の事件の処理、相談業務等は、当事務所所属の各弁護士がこれまで通り責任をもって当たらせていただくことは全くかわりはありませんが、今後はこうした業務を法人として整備された組織の下において名実共に次世代に引継ぎ、より充実して安定的にお役に立たせていただく所存でございます。

なお、山本寅之助弁護士は当年齢95をむかえ、さすがにゴルフは無理ですが、囲碁など楽しみつつ奥様と共に元気に過ごさせていただいております。

今後とも倍旧の御支援、お引立てをお願いいたします。

平成21年1月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所



表紙の写真

メキシコのオアハカ地方は、ローカル色が色濃く残って魅力いっぱい。そこにグラゲツアと総称される踊りがあります。そのうちのひとつ、パイナップルの収穫を喜ぶ踊りです。

(芝)